

# 確定申告は正しくお早めに!

2月16日(火)から3月15日(火)までに(土・日曜日を除く)

☎ 島田税務署 ☎ 37-3121 課税課 ☎ 36-7140

## 確定申告

とき/午前9時〜午後5時  
ところ/プラザおおるり 第1多目的室(1階)

駐車場/市役所・税務署・プラザおおるり(駐車台数に限りあり)

※受付終了時間を早める場合がありますので、なるべく午後4時までに入場してください。平成25年分から復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することになりました。

## 所得税及び復興特別所得税の申告

個人が1年間に得た所得金額に応じてかかる税金です。  
確定申告が必要な人

### 【自営業者など】

次のうち、平成27年分の所得金額の合計額が所得控除(扶養控除など)の合計額を超える人は申告が必要です。

- ▽事業を営んでいる人
- ▽農業による所得がある人
- ▽不動産所得がある人
- ▽土地や建物を売った人

### 【給与所得者】(会社員など)

- ▽給与収入が2000万円を超える人
- ▽給与を2カ所以上から得ている人
- ▽給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

▽退職金の支払いを受けた際に、申告書を提出しなかったため20・42%の税率で源泉徴収された人で、その額

が正規の税額より少なかった人  
【その他確定申告が必要な人】

- ▽医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける人
- ▽居住用財産を譲渡した場合の特別控除(3000万円)の特例などの適用を受ける人

### 【年金所得者に係る確定申告不要制度】

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

※ただし還付を受けるための申告書を提出することができます。

## 市・県民税の申告

確定申告が不要な人でも、次の人は市・県民税の申告が必要です。

### 【市・県民税の申告が必要な人】

- 平成28年1月1日現在、島田市に居住し、次のいずれかに該当する人
- ▽平成27年中に、営業・農業・不動産など、給与以外の所得があつた人
- ▽平成27年中に、年金収入があつた人で、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人
- ▽昨年、途中で退職し、平成28年1月1日現在、就職していない人
- ▽事業所から「給与支払報告書」が提出されていない人

## 申告に必要なもの

- ①印鑑、申告書(郵送された人)

※申告書が送付されなかった人は、申告会場に用意してあります。

- ②給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ③事業所得などの収支内訳書(白色申告者)、青色申告決算書(青色申告者)
- ④国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療(長寿医療)保険料の納付証明書
- ⑤国民年金保険料の控除証明書
- ⑥生命保険料の控除証明書
- ⑦地震保険料の控除証明書

※平成18年末までに契約した旧長期損害保険契約は、控除対象です。

- ⑧医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や、保険などで補てんされる金額(見込額を含む)の明細書など

※2年目以降のおむつ代医療費控除には長寿介護課で発行する「要介護認定における主治医意見書の内容確認書」を証明として使用できます。

※国保の被保険者で「高額療養費」に該当する人は、先に国保年金課で高額療養費の申請を行ってください(領収書は受付後返却)。申告の際は「高額療養費支給決定通知」と領収書を併せて申告会場へお持ちください。なお、平成27年12月診療分が高額療養費に該当する人に対しては、2月下旬に申請書を発送します。

### ⑨障害者控除対象者認定証

※障害者手帳を持たない65歳以上の人で、寝たきりまたは認知症の状態が

## 税務署からのお知らせ

### ■ 年金説明会

年金受給者を対象とした確定申告説明会を開催します。当日、申告書を提出することもできます。

対象地区／島田市・川根本町

とき／2月10日(水)・12日(金)・15日(月)

午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分

ところ／プラザおおるり 第1多目的室(1階)

### ■ 住宅借入金等特別控除説明会

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをした人は、一定の要件を満たせば、確定申告をすることで所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。また、土地取得のための借入金も対象となる場合があります。当日は、申告書の提出もできます。

対象地区／島田市・川根本町

とき／2月9日(火) 午前9時30分～11時、午後1時30分～3時30分  
ところ／プラザおおるり 大会議室(3階)

持ち物／「家屋の登記事項証明書」「住民票の写し」「請負契約書または売買契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」「補助金などの額を証する書類」など(住宅取得資金などの贈与を受けた場合は、贈与を受けた人の「戸籍謄本」が必要)

※ 詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサーから所得税の「マイホームの取得や増改築などしたとき」をご確認ください。

### 【贈与税・消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告】

申告と納税期限／▷贈与税は3月15日(火)まで

▷消費税及び地方消費税(個人事業者)は3月31日(木)まで

### 【確定申告に関する電話相談は「確定申告電話相談センター」へ】

税務署では電話受付を自動音声によって案内しています。音声案内に従ってください。

電話相談／☎ 37-3121

開設期間／3月15日(火)まで(午前8時30分～午後5時、土・日曜日と祝日を除く)

### 【手続き簡単、納税は便利な口座振替で】

持ち物／必要事項を記入し、金融機関への届出印を押印した「預貯金口座振替依頼書」

申し込み／金融機関または税務署へ

### 【便利な「確定申告書作成コーナー」】

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。画面の案内に従って金額などを入力することで、税額などが自動的に計算され、計算ミスを防ぐこともできます。また、**給与所得者または公的年金所得者向け**の作成画面を新設しました。初めての人でも操作しやすい画面ですので、ぜひご利用ください。

確定申告書等作成コーナーを利用して作成した確定申告書は、印刷して島田税務署へ提出してください。また、「e-Tax」(電子申告)を利用して提出することもできます。

※ e-Taxの詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

### 【郵送でも申告できます】

郵送先／〒427-8601 島田市扇町2番の2 島田税務署

【国税庁ホームページ】 ☎ <http://www.nta.go.jp>

【e-Tax ホームページ】 ☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



確定申告は  
お早めに!!

要介護認定資料により、特別障害者対象と認められる場合は、「特別障害者控除」を受けられます。証明書類が必要な人は、長寿介護課へお問い合わせください(☎343294)。

⑩ 住宅借入金等特別控除を受ける人は、「税務署からのお知らせ」欄の「住宅借入金等特別控除説明会の持ち物項目を確認してください」。

※ 所得税から引ききれない住宅借入金

### 出張申告のお知らせ

【川根支所】大会議室(2階)  
2月17日(水)・18日(木)

等特別控除額がある場合は、平成28年度市・県民税から控除されます(平成19年・20年の入居者は対象外)。

⑪ 還付金がある人は、預金口座番号(本人名義)の分かるもの

【金谷庁舎】大会議室(3階)  
2月19日(金)

※ 各会場とも午前9時30分～午後3時です。ただし正午～午後1時を除きます。

※ 収支内訳書を必要とする所得(営業・農業・不動産所得など)や譲渡所得(土地・建物、株式など)のある人は、プラザおおるりの申告会場で申告してください。